

小学館アカデミー新ゆり山手園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営事業者について

事業者の名称	株式会社小学館アカデミー
代表者氏名	代表取締役 喜田 力
法人の所在地・ 電話番号 (運営事務局)	東京都千代田区神田神保町2丁目20番 電話番号 03(3515)6886

2 園の概要

施設の種類	川崎市認可保育所
施設の名称	小学館アカデミー新ゆり山手保育園
所在地	川崎市麻生区万福寺4-19プライムアリーナ新百合ヶ丘1階
電話番号	044(959)2156
施設長氏名	石原 峻
受入年齢	1歳児～小学校就学前
利用定員	1歳児：10名 2歳児：12名 3歳児：12名 4歳児：13名 5歳児：13名 (合計：60名)
開設年月日	2023年4月1日
職員数・ 職務の内容	入園のしおり別紙〔2〕に別途記載。
施設の面積	園舎の構造・規模：鉄鋼鉄筋コンクリート造14階建て1階・ 2階部分 園舎面積：449.81㎡
施設の内容	入園のしおり別紙〔2〕に別途記載。

3 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

但し、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は休園となります。

4 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けたお子さまの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者さまの就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。

(2) 保育短時間認定を受けたお子さまの場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者さまの就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。

※(1)(2)共に、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び夕おやつ代が必要となります）。入園当初、一定期間、お子さまが集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし（なれ）保育」がありますので、御協力をお願いします。

5 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記3及び4に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 3歳以上児への給食の提供

3歳以上児に対して、別途主食代・副食代を受領し、給食の提供を行います。

(3) 楽習保育®、入学準備プログラムの実施

6 保護者さまから受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1)に掲げる保育料のほか、延長保育、主食代・副食代・補食代（入園のしおり別紙〔4〕〔13〕）、その他別表に掲げる費用を御負担いただきます。

お支払方法は、別途お知らせします。

7 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用するお子さまが小学校に就学するとき、利用するお子さまの保護者さまが児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

8 施設の目的及び運営の方針

小学館アカデミー新ゆり山手保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

保育理念・基本方針	幼児期という、人間の一生で一番大切な時期を大切に捉え、『あったかい心をもつ子どもに育てる』を保育運営理念とし、子どもの可能性を理解して心身健やかな成長の援助をしていくと同時に、『楽習（がくしゅう）保育®』を展開していきます。 ● 『思いやり』の気持ちを大切にします ● 『生きる力』を大切にします ● 『主体性』を大切にします ● 『好奇心』が伸びる環境を大切にします ● 『経験』『体験』を大切にします ● 一人ひとりの『得意』を大切にします ● 『ことば』の美しさ、楽しさを大切にします ● 『地域とのかかわり』を大切にします
-----------	---

9 嘱託医

当園は、医療機関(内科・歯科)と嘱託医契約を締結しています。

詳細は入園のしおり別紙〔5〕に別途記載。

10 緊急時等における対応方法

保育中にお子さまの体調に変化があった場合は、あらかじめ保護者さまが指定された緊急連絡先へ連絡します。また、嘱託医又はお子さまのかかりつけの医療機関へ連絡を取るなど必要な措置を講じます。

保護者さまと連絡が取れない場合には、お子さまの体の安全を最優先させ、当園が責任を持ってしかるべき対処を行いますので、予めご了承ください。

11 賠償責任保険

万一事故が起きた場合は、「日本こども育成協議会総合補償」（引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社）の適用が可能です。

賠償責任保険

身体賠償 財物賠償	1 名 / 1 事故 / 期間中 1 0 億円
--------------	-------------------------

傷害保険

ケガによる死亡・後遺障害補償金	2 0 0 万円
ケガによる入院保険金日額	3, 0 0 0 円
ケガによる通院保険金日額	2, 0 0 0 円

12 非常災害時の対応方法

入園のしおり別紙〔8〕に別途記載。

13 虐待等の防止のための措置

お子さまの人権の擁護と虐待の防止を図るため、必要な体制の整備を行います。関係機関の連携を図りながら、職員に対し研修を実施する等の措置を講じてまいります。

14 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

苦 情 受 付 窓 口	苦情・要望等のご相談は直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用下さい。 ○園内苦情窓口 クラス担任保育士 ○園内苦情解決責任者 園長 石原 峻 ○小学館アカデミー苦情解決責任窓口 小学館アカデミー新ゆり山手保育園運営事務局 電話 03（3515）6886
第 三 者 委 員	委員のお名前は、園内に掲示してお知らせします。

15 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	・車での送迎は御遠慮ください。 ・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投薬は行いません。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	---

年 月 日

保育園名：小学館アカデミー新ゆり山手保育園

説明者職氏名： 園長 石原 峻

私は、本書面にに基づき、重要事項の説明を受け、あらかじめ、小学館アカデミー新ゆり山手保育園の特定教育・保育の提供の開始について、同意しました。

年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：